

健康診査を受診されましたか？

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、医科健康診査・歯科健康診査を平成29年2月28日(火)まで実施しています。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受診していない場合は、この機会に、ぜひご自身の健康状態をチェックしましょう。



医科健康診査

- ◇対象 ①75歳以上の方
②65歳以上75歳未満で、
一定の障害認定を受けられた方
- ◇健診項目 問診、計測、診察、脂質、肝機能、
尿、腎機能、代謝系
- ◇自己負担 600円

歯科健康診査

- ◇対象 ①平成28年3月31日時点で、
75歳・80歳・85歳の方
②平成28年3月31日時点で、
90歳以上の方
- ◇健診項目 問診、口腔内検査、口腔機能検査
- ◇自己負担 無料

※対象の方には5月末に受診券等を直接送付しています。

※健康診査の実施場所は、受診券に同封の一覧表に記載されている医療機関になります。

※受診券等を紛失した場合は、和歌山県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせについて

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、11月下旬から12月上旬にかけて、ジェネリック医薬品を使用した場合に、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のために、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

◇問い合わせ

後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎0120-53-0006(通話無料)



子ども医療費助成制度の対象年齢が拡大されました

健康福祉課福祉医療係
☎0738-23-5645

12月1日から「子ども医療費助成制度」の対象年齢が、18歳到達後の最初の3月31日(高校卒業程度)まで拡大されました。

子ども医療費助成制度の認定を受けられた方には、11月下旬に子ども医療費受給資格証を送付しています。

なお、子ども医療費助成制度の認定を受けるには、健康福祉課福祉医療係への申請が必要です。

申請手を完了していない場合は、子ども医療費受給資格証の発行はしていませんので、ご注意ください。

